## 令和7年度 徳島市西須賀最終処分場 維持管理状況

	<b>山/</b> -		中央区中国		·		7日4		ΩĦ	10 🗆	11 🏻	10 □	1日	οД	9 F			
	垻	Н	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
		一般	焼却灰	-	_		-	_	_						-			
	立てた 棄物	廃棄物 (ton)	不燃物	-	-	-	-	-	+田・	立終	7							
1963	/\ IN		清掃土砂	-	-	-	-	-	生.	<u>十</u> 小公	J							
			合計 T	-	-	-												
	擁壁の	点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12									
_			点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
	遮水効果低下するお それが認められた場		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-									
合	の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-									
	遮水工(	D点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12									
_			点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
		低下するお かられた場	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-									
	の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-									
			採取した場所															
	周縁地		採取した年月日	- 別紙1、2のとおり														
	水質検査	<b>全結果</b>	結果の得られた年月日	733 Appl 1 4 2 4 7 C 0 3 7														
_			水質検査結果															
			採取した場所															
		kのダイオ	採取した年月日	別紙1、2のとおり														
+	シン類を	全結果	結果の得られた年月日	/ パルルト、インノこのラブ														
			水質検査結果															
水質	質検査の悪化	の結果、水が認められ	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-									
	質の悪化が認められ た場合に講じた措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-									
			採取した場所															
	放流2	kの	採取した年月日	別紙3のとおり														
	水質検査	<b>Ě結果</b>	結果の得られた年月日															
			水質検査結果	1														
			採取した場所															
敖		ダイオキシ	採取した年月日	日後のクトナン														
	ン類様	<b>査結果</b>	結果の得られた年月日	別紙3のとおり														
			水質検査結果															
		の結果、水 が認められ	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-									
		が認められる。	措置の内容	-	-	-	-	-	-									
	調整池の	7.占  左	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12									
			点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
	点検を行った結果、調整池が損壊するおそれが認められた場合の措置		措置を講じた年月日	1	-	-	1	-	-									
れ			措置の内容	-	-	-	-	-	-									
	<del>の指</del> し 出水処理設備の点検		点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12									
	小处理品	対側の忌検	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
		た結果、浸 没備の機能	措置を講じた年月日	-	-	-	1	-	-									
10	出水処理設備の機能 に異常が認められた 場合の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-									
	<u>ラロ 指直</u> 管等の防凍のための		点検を行った年月日	-	-	-	-	-	-	L //-								
	措置の		点検の結果	-	-	-	-	-	埋.	立終	1							
		た結果、防 の措置の状	措置を講じた年月日	-	-	-												
淣	東のための措置の状況に異常が認められ と場合の措置		措置の内容	-	-	-	-	-	-									
			測定を行った年月日	-	-	-	-	-	-									
残余	残余の埋立容量の測定		残余容量(m³)	-	-	-	-	-	-									
					<u> </u>	l		L				l		1				

別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

りれ」						5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		 試料採取し	た場所	1	周縁均	也下水	<u> </u> 井戸①	)					l			
試料採取した年月日					R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20		R7.8.18	R7.9.12						
水質検査結果の得られた年月日					R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10						
周糸	周縁地下水 水質検査結果 単位 維持管理上の基準値												l			
	1	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	_						
その		電気伝導率	mS/m	-	52.4	46.4	54.2	44.5	39.6	41.7						
他	2	または塩化物イオン	mg/L	-	100	82.7	88.5	54.9	35.4	39.0						
	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-						
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-						
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-						
	4	鉛	mg/L	0.01以下	1	- 1	-	-	-	-						
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	1	1	-	-	-	-						
	6	砒素	mg/L	0.01以下	1	-	-	-	-	-						
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	1	-	-	-	-	-						
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	1	1	1	1	1	-						
維	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	ı	ı	ı	ı	ı	_						
持管理	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	ı	ı	Í	ı	í	-						
理基準	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-						
省令	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-						
別	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	1	ı	-	-	1	-						
表第二	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	ı	-	-	ī	-						
~	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	ı	-	-	ī	-						
注 2	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-						
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-						
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-						
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-						
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-						
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-						
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-						
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-						
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-						
		クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-						

<sup>(</sup>注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

<sup>(</sup>注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

<sup>(</sup>注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

り (本)					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		 試料採取し	た場所	1	周縁均	也下水	<u></u> 井戸②	2)					l			
試料採取した年月日					R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20		R7.8.18	R7.9.12						
水質検査結果の得られた年月日					R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10						
周縁地下水 水質検査結果 単位 維持管理上の基準値												l			L	
	1	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	_						
その		電気伝導率	mS/m	-	17.9	21.2	24.2	24.1	26.2	37.9						
他	2	または塩化物イオン	mg/L	-	11.3	17.3	10.2	8.7	12.4	18.2						
	1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-						
	2	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-						
	3	カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-						
	4	鉛	mg/L	0.01以下	1	-	-	-	-	-						
	5	六価クロム	mg/L	0.05以下	1	-	-	1	-	-						
	6	砒素	mg/L	0.01以下	1	-	-	-	-	-						
	7	全シアン	mg/L	検出されないこと	1	-	-	-	-	-						
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	1	1	1	1	1	-						
維	9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	ı	I	ı	ı	ı	_						
持管理	10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	ı	ī	Í	ı	í	-						
理基準	11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-						
省令	12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-						
別	13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	1	-	-	-	1	-						
表第二	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	ī	-						
~	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-						
注 2	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-						
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-						
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-						
	19	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-						
	20	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-						
	21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-						
	22	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-						
	23	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-						
	24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-						
		クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	_						

<sup>(</sup>注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

<sup>(</sup>注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

<sup>(</sup>注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙3 放流水の水質検査結果

別紙3 放流水の水質検査結果															
	令和 7 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	試料採取した均	浸出水処理施設の放流ポンプ槽													
	試料採取した年	月日	∃	R7.4.2	R7.5.2	R7.6.4	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.3						
	水質検査結果の得られ	R7.4.9	R7.5.13	R7.6.10	R7.7.8	R7.8.18	R7.9.16								
	放流水 水質検査結果 単														
その他	ダイオキシン類 (注1) pg-Ti	EQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-						
	1 アルキル水銀化合物 mg	/L	検出されないこと(注3)	ı	-	-	ı	-	-						
	2     水銀及びアルキル水銀そ       0     の他の水銀化合物	/L	0.005以下	-	-	-	-	-	-						
	3 カドミウム及びその化合物 mg	/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-						
	4 鉛及びその化合物 mg	/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-						
	5 有機燐化合物 mg	/L	1以下	-	-	-	-	-	-						
	6 六価クロム化合物 mg	/L	0.5以下	ı	-	-	ı	-	-						
	7 砒素及びその化合物 mg	/L	0.1以下	ı	-	-	ı	-	-						
	8 シアン化合物 mg	/L	1以下	-	-	-	-	-	-						
	9 ポリ塩化ビフェニル mg	/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-						
	10 トリクロロエチレン mg	/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-						
	11 テトラクロロエチレン mg		0.1以下	-	-	-	-	-	-						
	12 ジクロロメタン mg		0.2以下	-	-	-	-	-	-						
	13 四塩化炭素 mg		0.02以下	-	-	-	-	-	-						
	14 1,2-ジクロロエタン mg		0.04以下	-	-	-	-	-	-						
	15 1,1-ジクロロエチレン mg	_	1以下	-	-	-	-	-	-						
	16 シス1,2-ジクロロエチレン mg		0.4以下	_	_	-	_	-	-						
	17 1,1,1-トリクロロエタン mg	_	3以下	_	_	_	_	_	_						
維	18 1,1,2-トリクロロエタン mg		0.06以下	_	_	_	_	_	_						
持				_	_	_	_	_	_						
管			0.02以下	_	_	_	_	_	_						
理基	20 チウラム mg		0.06以下	-			_	_	_						
準	21 シマジン mg		0.03以下		-	-	_								
省	22 チオベンカルブ mg		0.2以下	-	-	-	-	-	-						
令	23 ベンゼン mg		0.1以下	-	-	-	-	-	-						
別	24 セレン及びその化合物 mg		0.1以下	-	-	-	-	-	-						
表	25 1,4-ジオキサン mg		0.5以下	-	-	-	-	-	-						
第一	26 ほう素及びその化合物 mg		50以下	-	-	-	-	-	-						
_	27 ふっ素及びその化合物 mg	/L	15以下	-	-	-	-	-	-						
注 2	アンモニア、アンモニウム 28 化合物、亜硝酸化合物及 mg び硝酸化合物	/L	200以下	-	-	-	-	-	-						
		-	5.8以上8.6以下	8	8	7.3	8.1	8.1	8.1						
	30 生物化学的酸素要求量 mg	/L	60以下	1	<0.5	<0.5	1	1.2	<0.5						
	31 化学的酸素要求量 mg		90以下	1.2	2.2	2	2.6	2.7	2.6						
	32 浮遊物質量 mg		60以下	<1	2	<1	<1	<1	<1						
	33 /ルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有量) mg		5以下	-	-	-	-	-	-						
	/リフリッキサン・地山物	/L	30以下	-	-	-	-	-	-						
	35 フェノール類含有量 mg	/L	5以下	-	-	-	-	-	-						
	36 銅含有量 mg		3以下	-	-	-	-	-	-						
	37 亜鉛含有量 mg		2以下	-	-	-	-	-	-						
	38 溶解性鉄含有量 mg		10以下	0.06	0.1	<0.05	0.09	<0.05	0.13						
	39 溶解性マンガン含有量 mg		10以下	-	-	-	-	-	-						
	39 冷解性マクカラ音有量   mg     40 クロム含有量   mg		2以下	_	_	-	_	-	-						
			日間平均800以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1						
	42 窒素含有量 mg		120以下日間平均60以下日間平均60以下	4.2	4.7	4	5.9	9.5	2.5						
	43	/L	16以下日間平均8以下	0.035	0.028	0.037	0.046	0.042	0.049						
_	(注1) ゲノナナミン・杯の栓木について				は田 の 但										

<sup>(</sup>注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

<sup>(</sup>注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

<sup>(</sup>注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。